

保育施設の整備をご検討中の皆さまへ

現在、国においては待機児童解消加速化プランなどを展開し、待機児童の受け皿となる保育施設の緊急整備を進めているところです。

当機構におきましても待機児童の解消を図るため、以下の保育施設につきまして優遇措置等を講じておりますので、施設整備をご検討中の方におかれましては、ぜひ当機構の長期・固定・低利の融資制度をご活用ください。

<融資条件>

対象施設 (事業)	保育所	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	認可外保育施設※1、2 (認可を得る見込みがあるもの) 小規模保育事業※1、2
融資を受け られる方	法人	社会福祉法人 日本赤十字社	法人
融資率	90% (平成29年度まで)		
貸付利率※3	金利については、 こちらをご覧ください。		
償還期間 (据置期間)	20年以内 (2年以内) ※4		
担保	原則、機構第1順位による不動産担保が必要		
保証人	保証人不要制度※5又は個人保証を選択		

- ※1 認可外保育施設（認可を得る見込みがあるもの）とは、事業開始後5年以内に認可保育所又は認定こども園への移行を見込む施設をいいます。
小規模保育事業とは、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける満3歳未満児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下である施設をいいます。
- ※2 安心こども基金又は平成26年度保育緊急確保事業費補助金の補助を受けることが条件となります。
地方公共団体独自の補助金等（認証保育所補助金等）の場合は融資の対象となりません。
- ※3 貸付利率は償還期間20年以内の利率を記載しております。
また、貸付利率の（ ）書きは、10年経過毎金利見直し貸付けにおける当初10年間の適用利率です。
- ※4 都市部において保育所の整備を行う場合には30年以内（3年以内）となります。対象地域等の詳細はお問い合わせください。
- ※5 保証人不要制度は、貸付利率に0.05%を上乗せすることにより個人保証を不要とする制度です。

<無担保貸付制度について>

現在、都市部では①地価が高いこと、②まとまった広さの土地が少ないことなどの理由から、施設用地の確保が難しく、賃借の形態で施設開設する事例が増加しています。このため、**不動産担保の提供が困難な賃借物件による施設開設資金等※への融資について、無担保貸付制度の拡充により支援します。**

※設置・整備資金に限ります。

【対象施設（事業）】

- 保育所 ○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
○認可外保育施設（認可を得る見込みがあるもの）※ ○小規模保育事業※
※安心こども基金等の補助を受けることが条件となります。

【無担保貸付金額】

平成25年度まで	平成26年度から
300万円	3,000万円 ※

※ 貸付金額500万円超2,000万円未満は0.3%、
貸付金額2,000万円以上3,000万円以下は0.5%を
通常利率に上乗せとなります。
(貸付金額500万円以下は利率の上乗せはありません。)



【詳細につきましては、以下にお問い合わせください】

- ★東日本:東京本部 福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係 TEL:03-3438-9298
★西日本:大阪支店 福祉審査課 融資相談係 TEL:06-6252-0216
★福祉医療機構ホームページ

⇒ <http://hp.wam.go.jp/guide/fukushikashitsuke/tabid/146/Default.aspx>

福祉医療機構

検索

クリック!